

地域密着型サービスに対する質問及び回答

番号	質問	回答
1	①夜間及び深夜の勤務体制は、2ユニットで1名の夜勤者と1名の宿直者で良いか？	夜間は、2ユニットに対して1名の職員を配置で可。(ただし、上下フロアーで2ユニットは、不可。)
	②-1各ユニットリーダーの資格取得は、開設時に必須か。	必須です。
	②-2また、各ユニットリーダーは必ず資格取得が必須か。もしくは1名の取得者でも良いか。	ユニットリーダーは各ユニット毎に必要です。ただし、開設時は、1ユニットのみを運用するので有れば、1名でも可能です。
	③医師や協力病院の考え方に、特段、佐倉市の条例に違いがあるか。	ありません。
	④生活相談員と介護支援専門員は兼務が可能か。	次の条件を満たせば可能です。(佐倉市指定地域密着型サービス基準条例第151条) ・生活相談員は常勤で1以上 ・介護支援専門員は、専従で1以上 ※介護支援専門員は、入居者の処遇に支障がない場合は、他の事業に従事することができる。